

景品表示法検討会  
第3回 議事録

消費者庁

景品表示法検討会事務局

## 第3回 景品表示法検討会

1. 日 時：令和4年5月12日（木）10：00～12：05

2. 場 所：オンライン開催

3. 議 題：

- ・有識者からのヒアリング

4. 出席者

（委員）中川委員（座長）、大屋委員、沖野委員、小畑委員、川村委員、白石委員、古川委員

（消費者庁）伊藤長官、片桐審議官、南表示対策課長ほか

（オブザーバー）公正取引委員会、全国知事会、独立行政法人国民生活センター

（ヒアリング対象）公正取引委員会、カライスコス アントニオス 京都大学大学院  
法学研究科准教授

5. 配布資料

資料1 公正取引委員会説明資料（「独占禁止法の運用状況について」）

資料2 カライスコス アントニオス 京都大学大学院法学研究科准教授説明資料  
（「海外における広告規制の現状」）

○事務局 それでは、定刻になりましたので、第3回景品表示法検討会を開催いたします。

本日は、委員・オブザーバーの皆さまをオンラインでおつなぎしておりますので、まずは皆様の接続状況を確認させていただきます。委員の皆様の名前を順番にお呼びします。画面中央にあるマイクのアイコンをオフからオンにして御返事いただき、その後、再度マイクをオフにさせていただきますでしょうか。

(各委員の接続状況を確認)

ありがとうございます。続きまして、本日、御説明をいただきます、公正取引委員会の宮本様、カライスコス先生の接続状況を確認させていただきます。同じように、順番に御名前をお呼びいたしますので、画面中央にあるマイクのアイコンをオフからオンにして御返事いただき、その後、再度マイクをオフにしていればと思います。

(説明者の接続状況を確認)

本日は増田委員が所用により御欠席となっております。

次に、ウェブ会議の操作説明をさせていただきます。ハウリング防止のため、皆様におかれましては、御発言時以外は常にマイクをオフにさせていただきますようよろしくお願いいたします。

また、本日御説明する予定がないオブザーバーの皆様は、マイクだけでなく、カメラについても、常時オフに設定をお願いします。

それでは、議事を進めたいと存じます。中川座長、この後の議事進行をよろしくお願いいたします。

○中川座長 おはようございます、中川でございます。本日は御多忙のところ、各委員に御参集いただきましてありがとうございます。本日の討議、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まずは、本日使用する資料の確認をしたいと思います。事務局からよろしくお願いいたします。

○事務局 本日の資料について確認させていただきます。まず「議事次第」がございまして、続きまして、

資料1、これは公正取引委員会様から御提供いただいた資料です。

資料2、こちらは京都大学大学院法学研究科のカライスコス・アントニオス准教授から御提供いただきました資料でございます。以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは早速、本日の議題に移りたいと思います。前回、私からも申し上げましたとおり、今後の検討を深める上では、参考となる他の制度の状況、海外における広告規制の現状をより具体的に把握していく必要があると考えております。そこで今回は、まず、参考になるとと思われる他の制度といたしまして、独占禁止法の制度概要や運用状況などについて公正取引委員会様から御説明をいただきます。続きまして、海外における表示、広告に関する法制度の現状などについて、京都大学大学院法学研究科のカライスコス・アントニオス准教授から御説明をいただきたいと考えております。議事の進め方でございますが、それぞれの御説明ごとに委員の皆様からの質問をいただくという形で進めたいと考えております。

では早速でございますが、公正取引委員会の宮本様から御説明をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○公正取引委員会 ただ今、御紹介にあずかりました、公正取引委員会の審査局管理企画課長をしております宮本でございます。本日はよろしくお願いいたします。本日は、独占禁止法の運用状況について、課徴金制度、確約制度を中心に、それから簡単ではありますが、国際事案への対応について説明させていただきます。お手元の資料に従って説明させていただきますと思います。

まず、資料を1ページめくっていただきまして、公正取引委員会の概要から、簡単に説明させていただきますと思います。

独占禁止法の運用を担っているのは公正取引委員会ですけれども、公正取引委員会は、委員長及び委員4名からなる合議機関で、3段落目にもございますとおり、公正取引委員会は、内閣総理大臣の所轄に属し、行政組織上、内閣府の外局として設置されていますが、行政委員会としてほかから指揮監督を受けることなく、独立して職権を行使することに特色がございます。

公正取引委員会の下には、実際に実務をつかさどる事務総局が置かれておりまして、官房、経済取引局、審査局に分かれております。私の所属する審査局は、独占禁止法が疑われる事案の端緒をつかみ、それに基づき調査を行い、その結果として排除措置命令といった行政措置を講ずることを所掌しております。また、地方事務所におきましても、事件審査を担当する部署がございまして、地方で生じた事件などにつきましては、地方事務所の職員が実際の審査を担っているところでございます。

資料の次のページ、独占禁止法の概要について説明させていただきます。独占禁止

法で禁止されている行為は四つとなります。資料の1から4にありますとおり、「私的独占」、「不当な取引制限」、「競争を実質的に制限することとなる企業結合」、「不公正な取引方法」の四つです。

私的独占とは、他の事業者を支配したり他の事業者を排除したりすることにより市場の競争を制限する行為をいいます。

不当な取引制限というのは、カルテルといった競争業者が話し合っただけで価格を決めたりする行為や、入札談合といった入札参加者間で事前に話し合っただけで落札者を決めたりする行為などです。

企業結合とは、合併や営業譲受け、株式所有などを言うのですが、企業同士が結びつくこと、それ自体は当然、禁止されるものではないのですが、この結果、市場における競争を制限される場合には禁止されることになります。

最後が、不公正な取引方法です。これは、競争の実質的制限とまではいなくても、公正な競争を阻害するおそれがあるとして定められた各種行為で、独占禁止法で定められている行為と公正取引委員会が告示で指定している行為がございます。具体的な行為につきましては、その資料にもありますとおり、「共同の取引拒絶」、「差別対価」、「不当廉売」、「再販売価格の拘束」、「優越的地位の濫用」、「抱き合わせ販売」、「排他条件付取引」、「拘束条件付取引」、「競争者に対する取引妨害」となっております。

次に、違反行為に対する措置について説明させていただきます。違反行為の疑いがあるとして公正取引委員会が調査した結果、違反行為があると認められた場合には、行政処分として「排除措置命令」を行うことが原則になっております。これは、事業者に対して当該行為をやめるように命じたり、あるいは、既にやめている場合であればやめていることを確認するといった行為を命じている、いわゆる違反行為を排除する措置でございます。

また、平成30年12月には、新たに確約計画の認定という仕組みが導入されました。これについては、後ほど詳しく説明させていただきますが、排除措置命令が違反行為に対して、これを排除するために措置を命ずるものなどであるのに対しまして、確約計画の認定は、あくまで違反を認めるというわけではなくて、違反の疑いのある行為について、事業者から違反の疑いのある行為を排除するための措置を講ずることを申し出て、公正取引委員会がこれを認定するというものでございます。

それから私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法の一部の行為類型については、「課徴金」の納付が命じられます。課徴金というのは、犯罪行為の罰金刑とは異なる

りまして、違反行為防止という行政目的を達成するために、行政庁が違反事業者等に対して課す「金銭的不利益」というふうに位置付けられるものです。昭和 52 年の独占禁止法改正で導入されたもので、課徴金制度は、景品表示法や金融商品取引法でも導入されておりますけれども、課徴金制度が導入されたのはこの独占禁止法が初めてとなります。

課徴金は、基本的に、違反行為の対象となった商品・役務の売上額に、この表にありますようなパーセンテージを掛けるということが原則となっております。また、課徴金の売上げにつきましては、今回のテーマのメインですので、また後で詳しく、改めて説明させていただきたいと思っております。

排除措置命令及び課徴金納付命令が行政処分であるのに対して、別途、資料の 3 にありますように、「刑事罰」もあります。この対象になるのは、不当な取引制限と私的独占が対象となります。課徴金納付命令というのは、課す・課さないの裁量が公正取引委員会にはなく、基本的には、対象となる行為が見つかった場合には、課徴金を課すというのが原則となっておりますけれども、刑事罰については、不当な取引制限等について、全て刑事罰が科されるという運用は行われておりません。

刑事手続につきましては、公正取引委員会が検事総長に告発して検察が起訴できるという仕組みになっておりますので、刑事罰を科するというのは、抑制できるという観点から、刑事罰自体は、この独占禁止法が制定された当初からあったのですがけれども、ほとんど活用されず、平成 2 年になって、独占禁止法の抑止力を強化する観点から、悪質かつ重大な事案については、もう少し積極的に刑事告発を行っていかうという方針を明らかにし、以降 18 件の刑事告発を行っております。また、カルテルの場合、法人に対する罰金刑の上限は 5 億円となっております。

手続的には、排除措置命令や課徴金納付命令を行った後に、刑事処罰を求めて検事総長に告発するということが可能で、過去にはそのような事例もありましたけれども、平成 2 年に、先ほど紹介した告発方針を明らかにして以降は、基本的には、刑事告発を行った後に、排除措置命令や課徴金納付命令を行っております。

また、平成 18 年以前は、行政処分を目指して行政上の審査を行う過程で、これは刑事処分相当だろうということで刑事告発を行っていたのですがけれども、平成 18 年以降は、国税庁のように、犯則審査部門が組織として設けられまして、権限としても、国税庁のように令状を取得した上での立入検査や捜索、押収という権限も付与されましたので、基本的には、最初から刑事告発を目指して、犯則審査部において審査を行

って刑事告発を行い、その後、通常の行政審査部門に移されて、必要な排除措置命令や課徴金納付命令を行うというようなことが一般的な手続となっております。

また、資料の4にある「差止請求」という、個人による被害を受けた私人が、裁判所に行為の差止めを求める救済制度も認められます。これは、不公正な取引方法について認められているもので、実際に裁判所で差止めが認められた例もございます。

また、独占禁止法違反行為の被害者については、公正取引委員会の命令が確定している場合は、違反行為者は無過失の賠償責任を負うことになっておりまして、最近では、官公庁の入札談合事件においては、発注者が違反行為者に対して損害賠償を請求するということが珍しくなくなっております。

それでは、今回のメインテーマの一つである課徴金制度について説明させていただきます。資料5ページの、課徴金制度について①、というところから説明させていただきますと思います。

繰り返しになりますけれども、課徴金というのは、違反行為防止という行政目的を達成するために、行政庁が、違反事業者等に対して課す金銭的不利益でありまして、行為の反社会性、反道徳性に着目し、違反行為に対する応酬の観点から、違反行為者に道徳的被害を加えるということを趣旨とする刑事罰とは、明確に峻別されるものです。

ただ、課徴金の率が10パーセントに引き上げられた際、これは平成18年以降なのですけれども、課徴金の制裁的性格が強まったということも踏まえまして、罰金も課徴金も両者が併科されるということについては、憲法39条の問題、すなわち、二重処罰の禁止の問題も考え得るということで、課徴金引上げの際に、課徴金額については罰金の半額を控除するという調整制度も設けられております。なお、課徴金は国庫に納入されることになっております。

課徴金の対象となる行為につきましては、説明資料の下段にもありますとおり、不当な取引制限、私的独占、それから不公正な取引方法のうち、共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束、優越的地位の濫用の五つとなっております。

課徴金制度の導入当初は、不当な取引制限のみが対象だったのですけれども、順次、対象が拡大されています。そのうち、共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束につきましては、公正取引委員会による調査開始日から遡り10年以内に当該違反事業者又はその完全子会社が同じ違反行為について排除措置命令又は課徴金納付命令を受けていたことがある場合、いわゆる再犯の場合に限られます。不公正

な取引方法については、優越的地位の濫用を除けば、これまで課徴金納付命令が命じられた事案はございません。

次の資料にいきまして、課徴金の算定方法ですが、基本的には、違反行為期間中の対象商品となる売上額に、法律で定められた、課徴金算定率を乗じて算出されることとなります。

令和2年12月施行の独占禁止法改正により、この課徴金の基礎となる売上額の計算方法が、若干変更されました。1点目が、カルテルの当事者が親会社であるけれども、実際にカルテル対象の商品を販売しているのが子会社である場合、当該子会社の売上額も課徴金の算定の基礎として計算するということになりました。今まで、子会社が販売して親会社に売上げがないという場合については、課徴金を課さなかったというところが問題点になりましたので、これを解消するということとなります。

2点目が、左から2番目の枠の、赤枠の中の青枠になりますけれども、カルテルや支配型私的独占の場合、図の青い四角の部分、密接関連業務の売上げがある場合は、その対価の額の売上額も算定の基礎として追加されることになりました。この密接関連業務として想定しているのは、例えば、工事の入札談合などで、受注予定者となる見返りとして、談合によって受注した工事の一部を他の談合事業者に、今回は直接の受注は諦めるから、その分をおまえが受注した分を下請けに回してくれ、というようなことをする場合もありますので、そういった場合については、下請けに回った談合事業者が下請けで受注した部分についても、その売上額を課徴金の算定の基礎として含めるというものでございます。

また、一番右の青い四角の部分ですが、これは、いわゆる「談合金」と呼ばれるもので、まさしくその談合の見返りとしてお金を渡すというようなことも見られますので、そういったことについては、談合金そのものを課徴金として課されるということ、これは対象売上額のように課徴金算定率を乗じて算出するというものではなく、そもそも談合金額に相当する額そのものが課徴金の対象となり、納付を命じられることとなります。

次の資料にいきまして、課徴金の算定率ですけれども、導入当初は原則3パーセントだったのですけれども、その後、独占禁止法の執行力強化の観点から見直しを重ねられまして、例えば、不当な取引制限でいえば6パーセント、それから10パーセントという形で現在のような率になっております。

また、それ以外にも、一定の条件で算定率を割増しするという制度が導入されてお

ります。あるいは、また課徴金減免制度というのも導入されております。割増制度については、現状においては図にもありますとおり、主導的な役割を果たした場合や違反行為を繰り返している場合が課徴金の算定率が5割増しとなり、両条件に合致する場合は算定率が2倍ということになります。

それから、課徴金減免制度及び課徴金減算協力制度につきまして、資料としては次の8ページになりますけれども、こちらに基づいて説明させていただきたいと思えます。課徴金減免制度につきましては、カルテルや談合というものが密室で行われて発見、解明が困難だということもありまして、その摘発、事案の真相究明をもって違反行為の防止を強化するということを目的として導入されたものです。

これは、公正取引委員会の調査前に、最初に、違反行為に係る事実を報告して課徴金の減免を申請した事業者については課徴金を免除するとともに、2番目以降に、あるいは公正取引委員会が調査を開始した後に課徴金の減免を申請した事業者についても50パーセント、あるいは30パーセントの課徴金減額を認めるという制度でした。

こうしたカルテルや入札談合を自主的に報告してきた者に、刑事罰や、あるいは行政制裁金を免除・減額するというのは、米国や欧州が先んじて導入していた制度でありまして、我が国はこの制度を、平成18年に導入したのですけれども、そのときはある意味、密告を促す制度ではないかということもあって、日本には定着しないのではないかというような指摘も見られたのですけれども、実際には多くの事件で、この課徴金減免制度が利用されておりまして、減額も含めると、利用されていない事件というのはほとんどないというような状況にまでなっております。

さらに、これが令和2年施行の独占禁止法改正で、新たに、調査協力減額制度という制度も導入されました。この背景にある事実といたしましては、平成18年以降、減免制度を用いましてカルテル、入札談合の摘発として非常に有効であったことは事実なのですけれども、その一方で、課徴金減免制度におきましては、法令が規定する一定の事項を報告しさえすれば、その内容にかかわらず、一律に一定の減免率が得られるということとされているため、減免申請したものの、必要最低限の報告しか行わず、非協力的な対応を取る事業者もいたという問題があったということが背景にあります。

そのため、事業者の調査協力のインセンティブを高めて、事業者と効果的、効率的な真相解明、事件処理につなげるよう、申請順位に応じた減算を行うということで、

事業者の協力を高めていこうというものでございます。

具体的な算定率ですけれども、資料にありますように、基本的には、課徴金減免制度で率をこのように、例えば、調査開始前であれば、2番目に申告するものは50パーセントだったのですけれども、基礎となる算定率としては20パーセントの減額にとどめ、3～5位の30パーセント分は10パーセントにとどめると。また6位以下については、なしだったものについても、無制限に一律5パーセントまでは認めるというような形になっております。これに加えて、調査協力できちんと調査協力すれば最大プラス40パーセント、ですから、例えば、課徴金減免制度で、審査開始前に2番目に申請したものであれば、20パーセントプラス40パーセントということで、60パーセントの減額が認められるということになります。

では、どうやってこの調査協力減算制度に基づいて減算する割合を決めているかということについて、少し説明させていただきたいと思います。資料の8ページの一番右下に手続の流れが記載されております。事業者がまず減免申請し、5項通知というのは、そういった申請がありましたよということ、減免申請の要件を満たしていますよという通知を行います。その後、事業者の側から、この減額の申請のための協議を申し出ることとなります。その協議を申し出た事業者は、協力内容を説明することになりまして、これを踏まえて公正取引委員会と事業者側の間で協議が行われまして、協議により、この協力によって上乗せされる減額について合意するということとなります。

この割合については、減免制度にプラスして上乗せして決められ、減算割合については40パーセントなら40パーセント、30パーセントなら30パーセントといった、特定の割合を合意することも可能ではありますが、公正取引委員会が明らかにしている運用方針としては、通常は、上限及び下限を定めて合意することとしております。

具体的には、その一つ上の表にありますけれども、事件の審査に解明する程度、これが高いのであれば、調査開始前であれば40パーセント、調査開始日以降であれば20パーセント、中程度であれば、調査開始前であれば20パーセント、調査開始日以降であれば10パーセント、低いということになれば、調査開始前であれば上乗せは10パーセント、調査開始日以降では5パーセントという形で、一応3段階に分けて、実際の審査の過程での調査の協力度合いに応じて判断するというようになっております。

この高い、中程度にある、あるいは低いということについては、どう判断するかと  
いいますと、具体的かつ詳細な協力があつたか、それから、当該事項について網羅的  
な説明があつたか、あるいは、それから3番目の、提出した資料により裏付けられる  
か否かという、この三つを考慮して、この三要素が満たされていれば高い、二つであ  
れば中程度、一つであれば低いという感じで評価しております。

こういったことにつきましては、合意した場合には文書で残すということになって  
おりますので、文書の形で合意いたしまして、これを踏まえて協力を履行いたしまし  
て、最終的には合意に基づいて、この協力度合いが高いか、あるいは中程度であるか、  
低いかというのを判断して、課徴金の減額の割合を決めまして、これに基づいて課徴  
金を計算していくということになっております。

減算協力制度の運用状況ですけれども、始まってまだ1年と半年弱ということで、  
実際に、この課徴金減額の減算が適用されて課徴金の納付が命じられた事例というも  
のは今のところはございません。

次のページの資料につきましては、令和元年度独占禁止法改正、これはいわゆる、  
先ほど申し上げてきた令和2年から実際に施行されている独占禁止法改正の内容で  
ございますけれども、これにつきましては、基本的には今まで説明したことと重なる  
ことがございますので、説明は省かせていただきたいと思います。

続きまして、もう一つのメインテーマである確約手続制度について説明させてい  
たきます。資料でいえば10ページになります。こちらは、法改正で平成30年12月  
に導入されたもので、この「確約制度」とは、端的に言えば資料にもありますとおり、  
独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者との合意により解決する仕  
組みで、公正取引委員会が違反行為を認定するのではなく、事業者が自主的な措置を  
申し出ることによって競争秩序の回復を図ろうというものです。

この確約制度については、この資料の一番下にありますように、環太平洋パートナ  
ーシップ協定で、各締約国は、自国の国の競争当局に対し、違反の疑いについて、当  
該国の競争当局とその執行の活動の対象となる者の間に、合意により自主的に解決す  
る機能・権限を与えるという規定が含まれたということもありまして、これに対応す  
る必要があつたということで、新たに独占禁止法を改正してこの制度が盛り込まれた  
こととなります。

この確約制度につきましては、公正取引委員会といたしましては、競争上の問題を  
より早期に是正し、公正取引委員会と事業者が協調的に問題の解決を行う領域を拡大

し、独占禁止法の効率的かつ効果的な執行に資するものと位置付けて、導入後、積極的に活用しているところでございます。

資料の 13 ページ、飛んでしまいますけれども、ここに確約制度の最近の事例を書いておりますけれども、導入されてから、過去これまでに 10 件の確約認定を行っております。

資料を戻っていただきまして 11 ページになりますけれども、確約手続の流れとしましては、公正取引委員会が違反行為の調査開始後、公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認めるときに、独占禁止法違反行為の概要や適用法条とともに確約手続を利用することができる旨を事業者へ通知します。

確約手続の対象となる行為としましては、法律上は限定がなく、私的独占、不当な取引制限、特定の国際的協定又は契約、事業者団体の行為、不公正な取引方法の他、企業結合規制等を含めた全ての行為が対象となっております。ただし、入札談合、価格カルテル、いわゆる競争法の世界でハードコアカルテルと呼んでいるのですけれども、そういった類型や、過去 10 年以内に法的措置を受けたものと同一の違反被疑行為を行ったと見られるもの、それから、刑事告発相当の違反被疑行為、これら三つの場合については、違反を認定して排除措置命令などによって厳正に対処する必要がことから、運用上、確約手続の対象としないということを明らかにしております。

公正取引委員会から通知を受けた事業者としましては、確約手続の利用を望むのであれば、疑いの理由となった行為を排除する、または排除されたことを確保するために、必要な措置に関する計画を策定して公正取引委員会へ申請することになります。

公正取引委員会は、この申請された計画に盛り込まれた措置が、違反行為を排除するために、または排除されたことを確保するために十分か、または確実に実施されるということが見込まれる場合には、申請を認定するということになります。認定された場合は、排除措置命令も課徴金納付命令も行わないということになります。

仮に、認定された措置を事業者が実施しなければ、認定を取り消した上で、さらに審査を行って、違反行為を認定されれば、改めて排除措置命令、課徴金納付命令を行うことになります。

確約手続については、法律上は、公正取引委員会の通知があって始まるものですが、事業者が自主的に改善措置を実施しようと考えなければ、通知を行っても空振りとなるだけですので、この通知を行う前から、確約手続に付することを希望する旨の申し出を受けて相談に応じるということをしております。実際の運用においても、

通知前段階で事業者と相談を行って、確約手続がより円滑に進むようにしております。

確約手続については、違反の認定を行う必要がないこともあり、早期の処理が可能となっていることのほか、排除措置命令で命じられないような措置を命じることもあります。典型的なものは、優越的地位の濫用事件におきまして、例えば、大規模小売業者が取引先に対して、セールを行う際のキャンペーンのための協賛金を出せというようなことがございまして、こういったことは優越的地位の濫用に該当する場合もあるのですけれども、それが違反の疑いがあるとされた場合に、今までの排除措置命令では、こういった協賛金といった金銭的、協賛金相当分を返せという、いわゆる金銭的措置の回復ということを命じることはできなかったのですけれども、確約計画が盛り込まれる措置については、事業者が自主的に判断することでありますので、競争秩序の回復の確保や将来の不作為の観点から十分と認められるのであれば、こういった金銭的措置の回復をするというような措置も盛り込めることが可能になったということでございます。

実際に、先ほどの資料の 13 ページにもなりますけれども、最近の事件におきましては、13 ページの 6 番のアマゾンジャパン合同会社に対する件、それからゲンキー株式会社に対する件、これらの件においては実際に確約認定した措置の中に金銭措置の回復ということが盛り込まれているところでございます。

続きまして、最後に国際事案への対応について説明させていただきたいと思っております。資料でいけば 14 ページになります。国際事案につきましては、国際的なカルテルへの対応の問題もありますし、最近では海外事業者のデジタルプラットフォーマーと呼ばれる者が、我が国にも展開しておりまして、特に巨大 IT 事業者の競争上の問題が、最近、議論の対象となっております。公正取引委員会でも最近では Apple のアプリストアに関する審査や、本年 3 月に公表しましたホテル予約サイト事業者の Booking.com B. V.、これはオランダの会社なのですが、確約計画の認定を行っています。

資料 14 ページの国際事案の法適用につきましては、国外で行われたカルテルについて公正取引委員会が排除措置命令を行ったことがあったのですが、これに関しての最高裁の判決がございまして、資料にもありますとおり、国外で合意されたカルテルであっても、それが我が国の自由競争秩序を侵害する場合には、同法の排除措置命令及び課徴金納付命令に関する規定の適用を認めていると解するのが相当であるという判示がされております。

この事件なのですが、この「国外における送達」のところを書いてある、テレビ用

ブラウン管に関するカルテルだったのですけれども、これについて、国外で合意されたカルテルでありまして、かつ、国外の事業者もカルテルの主体として排除措置命令の対象となった事案でした。また、課徴金納付命令の対象にもなっております。

この場合、国外の事業者に対して、排除措置命令書や課徴金納付命令書をどのように送達するかという問題がありまして、このような事件に関して、代理人を立てている場合には、国外の事業者にしても代理人に送達を行うということで問題なくできるのですけれども、本事例は代理人を立てていなかった事例なので、そういった場合については、基本的には「領事送達」を行うということが原則になります。

ただ、この領事送達というのは、あくまでその国の領事がそれを送達してくれるということが前提なので、これは必ずしも領事がそれを受けてくれないという場合もございます。そういった場合には、「公示送達」を行うということになります。これは、平成14年の法改正前は、公示送達の規定はなかったのですが、平成14年の法改正によって、この公示送達を導入されまして、この最高裁判決もありましたテレビ用ブラウン管の事例でも公示送達を行ったということで、やり方としては、公正取引委員会の庁舎にある掲示板に、送達すべき書類を交付する旨を掲示するというので、公示送達をするということになります。

その他、国際的な事案が増加するにつきまして、競争当局で摩擦が生じたり、あるいは協力が必要になってくる事案がありまして、こういった競争当局の協力を定めたものとして、二国間協定もありますし、各種経済連携協定においても、競争当局間の協力について定めた条項が盛り込まれております。こうした協定は、1999年、平成11年ですけれども、アメリカと政府の二国間協定を皮切りとして、二国間協定としましては、アメリカ、EU及びカナダと協定を締結しております。また、競争当局間の協力が盛り込まれた経済連携協定としましては、ASEANとの包括経済連携協定やメキシコとの経済連携協定などがございます。

具体的な協力内容というのは、協定によって異なっていますが、基本的な内容としては、協定締結相手国の事業者等に調査する場合や措置を実施する場合には、当該当局に「通報」するものとか、あるいは、「礼讓」というのは、審査を行うにあたっては相手国の利益も考慮するというもの、「情報交換」というのは、当局間で個別事案も含めて情報交換を行うというもの、「調整」については、法執行にあたって当局間で調整をするというものでございます。

このように、多くの海外当局との間で協力協定が締結されまして、実際、協力もす

る中で、海外競争当局に対する情報提供に関する情報規定というのも、平成 22 年施行の独占禁止法改正で、一番下にありますけれども第 43 条の 2 が盛り込まれているところでございます。

以上、簡単ではありますが、独占禁止法の運用状況について説明させていただきました。御清聴ありがとうございました。

○中川座長 ありがとうございます。それでは、今から 20 分ほど意見交換に移りたいと思います。御発言されたい方は、挙手機能でお知らせいただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局も含めて御発言いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

もしよろしければ、私から質問させていただいてよろしいでしょうか。ほとんど行政法の話なので色々とあるのですけれども。

最初に、課徴金の算定方法についてです。景表法との比較という観点からの質問なのですけれども、独禁法では、違反期間の認定というのがあって、その間の売上げという形で算定していかれるわけですが、理論的な可能性として、期間を認定して、その上で売上げではなくて、このぐらいの規模の企業なら 1 日幾らを違反期間分という計算もあり得るか。売上額が出てこない、あるいはそれが隠されてよく分からないという場合の課徴金の計算の仕方っていうのは、もちろん現行法ではありませんけれども、立法論としてあり得る選択肢かについて、感覚のようなものを伺えないかなというのが一点です。

算定方法でもう 1 個ありました。今、期間を申し上げましたが、もう一つ、子会社、親会社の話がありまして、その間で渡された談合金も対象だというお話があったのですが、そのときは、子会社も親会社も独禁法の違反事業者であるという認定が必ずされなければいけないのか。ちょっと変な言い方なのですけれども、景表法との関係を考えているので、敢えてこういう口ごもった質問の仕方をしているのですが、当該事業者自体は独禁法の対象としてその責任を問われないのだけれども、その売上げに関わっているという観点から、そのような関連会社の売上げも考慮するというような課徴金の計算の仕方、違反事業者ではないけれども、その売上げに関わっている、その人の売上げも加えるというような、これまた立法論かもしれませんが、そのようなことは可能なのか。

分かりやすい例で言うと談合金ですね。談合金も対象に加えるという話でしたが、仮に、当該商品を製造しているわけでも売っているわけでもないのだけれども、非常

にお金を持っている黒幕みたいな人がいて、その人が談合金を撒いているというような場合、その人自体は、製品の販売に関わっていないので、独禁法違反者ではないと思うのですが、そういう人から談合金が出ている場合でも、課徴金の計算の対象に含めることができるのかというのが算定方法に関する2番目の質問です。

さらにもう一つの質問が減免制度の話です。減免と、それから減算という形で、区別といたしますか、2種類の制度があるという説明だったと思いますが、減免は、リニエンシーですね。最初に言ってきた人に課徴金を下げるとするのは、制度の説明としては、行政調査に役に立つということなのか、それとも、最初に自分で告白してきたのだから、課徴金の趣旨である違反抑止の観点からすると、この人は、その後はあまりやらないだろうということで、抑止効果をあまり強める必要がないので減らすというのが減免制度なのか。他方、減算というのは、意味のある資料を持ってきたかということなので、公取の調査の効率化のためのということで、両者は性質が違うと考えていいのか。それとも、そんなに区別しているわけじゃないというのが実務的な感覚なのか。減免制度におけるリニエンシーというか、申請の順番というお話と、それから実際の協力がどの程度あったかというところが、どのくらい違うものなのか同じようなものなのかという辺りを伺いたいと思います。

それから3番目ですけれども、確約とか、それから先ほど減算の場合、合意とありましたが、確約をする・しないとか、あるいは合意する・しないというところでは、訴訟の可能性といたしますか、我々行政法の言葉で言えば、例えば処分性は認められるのか、そのような辺りはどのような想定をされているかということをお伺いしたいと思います。

それから、確約については、これは、違反は認定しないけれども公表はされるということだと思いますので、法令違反は認定しないけれども疑いの時点で公表するというパターンだというふうに考えてよろしいかというのが、五つ目の質問になりますかね。

最後ですけれども、確約だと排除措置命令を命じないこともできるということで、返金、金銭的な被害の回復という話がございましたけれども、これは、排除措置命令でも本当はできなしゃいけないというふうな感覚はお持ちか。これも立法論になるのか、あるいは排除措置命令の解釈でどこまでできるかという話ではあると思いますけれども、排除措置命令では、多分、現在のものを止めて将来を止めるということで、過去のことは入ってこないという解釈なのかもしれませんけれども、執行されている

立場として、やはり過去も何とか、過去の違反をなくすという方向で、返金等をさせないと有効な抑止にならないというような感覚はありそうかと。

いずれも立法論に関わるような中途半端な質問なのですけれども、そういう疑問を持ちましたので、もちろん全てじゃなくて結構ですけれども、お教えいただければと思います。

すいません、あともう1個。一番最後の国外の話において、海外当局との協力のところで「礼讓」とあったと思うのですけれども、何をされるのかというのが疑問に思いました。質問が多くてすいません。以上でございます。

○公正取引委員会 どうもありがとうございます。まず、課徴金算定方法について、基本的には売上高の何パーセントかなのですが、理論的には規模などに応じて、1日幾らとか決めることが、そういったことが立法的に可能なのかという話なのですけれども、これは、非常に立法論的なので、むしろ法制局の。

○中川座長 承知しております、ちょっと無理な質問をしているのはよく存じております。

○公正取引委員会 法制局の考え方にもよるというところではありますが、やはり課徴金は、違反行為抑止の観点が目적입니다ので、それを踏まえた計算方法が取られる必要があるだろうと。我々としますと恐らく、これまでの法制局への説明では、例えば課徴金の計算方法については、その根拠について違反行為の抑止と関連性を持つものだとしてきているわけです。

率についても、今は10パーセントということで、導入当初は、確か課徴金で、カルテルでの利得に相当する分ぐらいで抑えるべきじゃないのか、そういった議論もあったと思うのですけれども、今は恐らく、そこまで厳密には言っていないとは思いますが、そういったこともありまして、やはり抑止の観点から関連のある計算方法を取らなきゃいけないというのがありますので、今、座長のおっしゃられた方法は、そういった抑止の観点から説明できるのかというところからすると、そこはやはり最終的に法制局見解になるとは思っているのですけれども、これまでの感覚からすると、それを説明するのはちょっと難しいのかなという感覚を持っているのは事実でございます。もちろん、それはきちんと説明できるのであれば、そういった立法論も不可能ではないと思いますけれども、なかなか難しいところなのではないかなというふうに思っております。

それから、談合金につきましては、一応、第7条のうちの1項の4号で、基本的に

は違反行為者間で談合金をばら撒くような全く無関係のものまで想定していなかったもので、かなりレアケースなため改めて回答させてください。

○中川座長 はい。

○公正取引委員会 それから、協力減算制度と課徴金減免の関係なのですが、そもそもが、課徴金減免につきましては、なるべく早めに公取に申告するということのインセンティブを高めるということが重視されていた制度で、例えば1番目と2番目の協力内容、事実内容によって差が付けられたというよりも、やはり順番に、早ければ早いほど減免率が高くなるということで、より早く公正取引委員会に報告させようという方の趣旨が重視されておりますので、基本的には、真相解明の貢献度ということが重視されています。調査協力減算制度も、基本的には、そういった意味では公正取引委員会への協力を高めるということが、やはり一番重要で、減免制度の方がどちらかという順番を早く、順番に差を付けることでより早くということになるのに対して、減算の方はどちらかというその質、つまり、どういった内容を報告するかという真相解明への貢献度を踏まえて率を決めるべきという考えに基づくものになると思います。

4番目が確約について。

○中川座長 確約や減算の合意の処分性についてですね。

○公正取引委員会 確約につきましては、確約認定を取り消して、排除措置命令とか行った場合に、訴訟になるのではないかと思います。

協力減算につきましても、最終的には、公取の判定が不服であると、自分としては高い協力認定をしたのに低い協力認定しか取れなかったというのは、課徴金納付命令において十分な減算が行われてないということで、課徴金納付命令について不服を申し立てて裁判で争うという形になると思います。

それから、排除措置命令における金銭回復措置についてですが、これもなかなか断定することは難しいのですが、我々としても、例えば、独占禁止法の特別法である下請法においては、金銭的回復措置というのは、勧告に盛り込まれて一般的に行われている措置で、ある意味、当事者への救済という意味では非常に有効でありますので、そういった意味では重要な手段だというふうに我々は理解しているのですが、現行の排除措置命令において、やはり金銭回復措置というのは、取るのは難しいだろうということでこれまでやってきています。

それから、最後の協力協定の礼譲なのですが、これは一般的には、一つは、

細かいことを言うと礼讓というのは、消極的礼讓と積極的礼讓がありますが、消極的礼讓は、例えば、分かりやすいのは企業合併とかだと思いますが、やはり合併に関する措置になると、色々と、特に国際的合併になるといろんな、資産売却とかそういったことを命じるとき、場合によっては、協定締結相手国にとってはこんなものを売られるとちょっと困るとか、そういうことも考えられると。そういったことについて、考慮しましょうねということ、例えば、他のより相手国の利益を妨げないような手段があるならば、そっちを命じようとか、そういったことも義務ではありませんけれどもなるべく考えていきましょうということが基本的な礼讓になります。あとは積極的礼讓という、例えば、日本国内で行われているカルテルなどが、外国の事業者を排除するというようなことがある場合に、こういったことが行われているので排除してくれないかと要請する、もちろんこれは公正取引委員会の職務権限の独立性もありますし、国家主権の問題もありますので、要請があったから当然やらなきゃいけないという義務ではありませんけれども、そういった要請をすることもできるというのが、いわゆる積極的礼讓と呼ばれるものでございます。

○中川座長 ありがとうございます。最後のところは、協力のところに書いてあったので、協力協定がないとそういう積極的礼讓も消極的礼讓もしないという意味かなと思って聞いたのですが、そうではないということでしょうか。

○公正取引委員会 できないわけではないですけれども、やはり協力協定があれば、関係がより強くなるということです。

○中川座長 ありがとうございます。どうも、大変たくさん質問しまして申し訳ありません。

○公正取引委員会 後ほどお答えするといった点については、正確性が必要だと思いますので後ほどお伝えします。

○中川座長 ありがとうございます。よろしくお願いします。それでは沖野委員、お願いいたします。

○沖野委員 ありがとうございます。分かりやすい説明をありがとうございました。

私からは2点申し上げたいと思います。1点目は今の座長とのやりとりの中で、課徴金の算定方式について、座長がお示しになったようなやり方というのは、強制執行の間接強制金の考え方に近いように思われまして、任意の実現のためにはどういう形が必要かという点では一つの、あり得るやり方なのかなと思います。ただ、どれだけ客観性を担保できるかということは難しいのだらうと思いました。結局、今の算定方

法を、さらにその延長でパーセンテージをどうするかというやり方がよろしいのかというのは、やはり実績から見通せる実効性次第なのかなと思いました。これは感想です。

2点目がお伺いしたい点です。今回の御説明の中にあつた点で、私自身が関心を持っておりますのは、私人というか、私の人のイニシアチブの話と、それから防止という将来だけではない、過去分の被害救済に役に立つ面があるのかという2点です。差止めと損害賠償という制度が用意されているということで、差止めについてはまさに共通する、ただ、誰がイニシアチブを取るかということだとは思ったのですが、今の2点の関係で、確約制度というのは非常に興味深い制度で、より早期に、柔軟に対応できるというところで、しかも、もう既にかなりの実績があるということを非常に興味深く伺いました。それとの関係で言いますと、差止めの方は、同じ共通するもので、むしろ確約制度によってより実効的に対応できるような気がしたのですけれども、損害賠償の方が少し気になっております。

実例を教えていただいたところでは、疑いの段階で発動するということですが、中身を見ますと違反であるということもありますし、また自発的に金銭の回復の措置が盛り込まれることもあるということだとすると、この確約の制度が使われるときには、やはり違反が認定できると。その認定をするならば、損害賠償につながられることもある。しかし、計画の中にそういう金銭の回復の措置を入れないことも十分あり得るといったときに、被害回復ですとか損害賠償との連動とか、そういう点についての配慮は組み込まれているのでしょうか。

長くなって恐縮です。以上です。

○公正取引委員会 お答えします。2点目の件ですが、確約につきましては、おっしゃるとおり、違反行為という認定がありませんので、例えば、独占禁止法が現在、規定しているような無過失損害賠償責任という条項は適用されません。そこで疑いということ踏まえて、損害があつた場合については、私人の方でイニシアチブを取っていただくという必要があります。より重くなるということも変ですけれども、無過失でないと立証して、損害賠償を認めてもらうことになるのかなというふうには思っています。

そういう意味では一応、確約制度は早期の競争回復ということを目的としておりますので、確約認定の観点からすると、必ずしも被害者への賠償といったことを措置に盛り込むということは、あくまでも競争回復の観点から判断されると考えております。

あくまで私人の救済という面に関しては、競争回復の観点から盛り込むかどうかという判断になるのではないかと考えております。

○沖野委員 ありがとうございます。制度の趣旨は分かりました。それでいいのだろうかとか、金銭回復措置が持つ意味合いはどのようなのだろうかとか、さらに思うところはありますけれども。ありがとうございます。

○中川座長 どうもありがとうございます。他にも手が挙がっておりますので、そちらに移りたいと思います。小畑委員、お願いいたします。その後、白石委員、お願いいたします。

○小畑委員 御指名ありがとうございます。御説明、大変詳しくいただきましてありがとうございます。私からは1点お伺いします。資料の2ページ目のところに、事務総局の職員の定員数が841名であると、こういうくだりがありますけれども、この841名のうち審査局、こちらに関わっておられる方は、地方事務所も含めてどれぐらいの規模なのかということですね。

それからその中で、以前の課徴金減免制度のない時代から比べて、課徴金減免制度、それから今回、課徴金減算というのも含めて制度が処置された。あるいはまた、確約手続というのがあると。そういう制度が新たにできる中で、どういう形で人員が増えていったのか、というところもお伺いできればと思います。よろしく申し上げます。

○公正取引委員会 どうもありがとうございました。正確な人数は、今、手元にないので改めて事務総局として回答させていただければと思いますけれども、基本的には定員として400名を超える人数が審査局担当として審査を担当しているということになっております。

審査局の人数も当局の理解をいただきまして、着実に増加はしているところがございますけれども、ただ、必ずしも確約のためとか、あるいは減免の観点を実施するために増やしているわけではございませんで、もちろん組織としてその部門が課徴金減免の窓口になる部門などを増設したりはしておりますけれども、それを理由に人数を増やしているというよりも、独禁法の執行強化全体の観点から人数を増やしていただいているという状況ではございます。

○小畑委員 ありがとうございます。

○中川座長 それでは次に白石委員、お願いいたします。

○白石委員 私からは手短かにコメントだけさせていただきます。まず、中川座長からグループ会社についての御質問がありましたけれども、私の理解するところを申し上げ

げると、独禁法の課徴金は、グループ会社も違反者と認定されたら、そのグループ会社は違反者ですから、その会社に課徴金納付命令をかければいいので、特に工夫する必要はないわけです。独禁法の改正で今度入ったグループ会社に関するものというのは、違反者でないグループ会社の売上額にもかけるということなのです。だからちょっと話がそこで一つ裏返っていてややこしいのですけれども。

それで、違反者でないグループ会社の売上額に課徴金をかけるのは、なんでもかんでもかけるのでは具合が悪いので、その認定された違反行為に何らかの関係があると、その何らかの関係があるというのを説明し始めると時間が経つだけなので省略しますけれども、そういう仕組みになっています。それが一つ。

確約認定は、これも時間をかけずに結論だけ申し上げると、公正取引委員会も処分だと言っています。EU などでは被害者などの第三者による取消訴訟が幾つも起きています。日本ではなかなかそこまでいかないということなのだと思いますけれども、これも色々な理解が浸透していけば今後あり得る話だと思います。公正取引委員会としては、あまり歓迎しない話なので明確には言わないということもあるだろうと思います。

それから第3点、沖野先生からお話があった損害賠償と確約認定の関係ですけれども、これも確約認定の制度を普及させるという観点からは、ある程度、相手方に旨味を与えないといけないので、当局としては違反を認定しないと言うというのは、これは日本だけでなく EU なども含めて世界的にそのようになっているので、確約認定の事例で損害賠償もどんどん起こしてくださいとは当局としては言いにくいということをまず前提として理解する必要があるだろうと思います。

独禁法の中にも損害賠償の規定があって、これは公正取引委員会の方が説明されたとおり、確約認定では訴訟要件を満たさないということになるのですけれども、それ以外に民法 709 条による損害賠償の請求ができます。裁判所の損害賠償請求訴訟においては、仮に公取委が違反を認定していたとしても、裁判所で改めて違反の成否を判断し直すことになっています。したがって、公取委が違反を認定していてもしていなくても、原告は損害賠償請求訴訟において違反の成立を主張しなければならないわけです。その際に提出する証拠において、公取委は違反と認定していると示せるか、それとも、公取委は違反の疑いがあると言ったと示せるにとどまるか、という違いだけが生じる、ということになります。以上です。ありがとうございました。

○中川座長 ありがとうございました、非常にすっきりしました。最後の沖野委員か

らの質問の関係ですが、結局それは今と変わらないということですね。今というのは排除措置命令が出た場合と一緒に、それを基に、それを証拠として提出するわけですが、確約の内容というか、具体的な文書もこれは公表されるのですかね。であれば、資料提出できると思うのですが。あるいは公取から裁判所に提出してもらえるのかと、この辺はいかがなのでしょう。これはどちらにお伺いすればいいのか分かりませんが。

○公正取引委員会 私の方からお答えいたします。確約認定の文書そのものは、公表はしませんけれども、新聞発表で、こういった違反行為の概要であるかとか、あるいはこういった措置を講じるかということ公表することになります。裁判所として、その公表文をどこまで証拠として、証明力があるものとして扱うかは、私にはなかなか判断はできませんけれども、全然、取っ掛かりがないということではないと思いますので、それを踏まえて、場合によっては、裁判所の方から事業者に対して、そういった文書を提出してもらおうとか、公取に、文書提出命令をするということはあるのかと思います。

○中川座長 分かりました、ありがとうございます。沖野委員、よろしくないかもしれませんが、差し当たり、現状ではこういうことだということなのですが。

○沖野委員 ありがとうございます。結構です。

○中川座長 他、いかがでしょうか。事務局、何かございますか。

それでは、まず公正取引委員会の宮本様からの御説明、以上にしたいと思います。長い時間どうもありがとうございました。色々と質問をさせていただきまして明快になったと思います。また今後ともよろしくお願いいたします。

では次に移りたいと思います。カライスコス先生からの御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。たくさん情報をいただきまして、ちょっと時間も押しておりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○カライスコス准教授 ありがとうございます。ただ今御紹介にあずかりました、京都大学のカライスコスと申します。どうぞよろしくお願いいたします。私のほうからはレジュメをお配りしており、合計で19ページございますが、本日は30分程度ということですので、適宜省略をしながらお話をしたいと思います。他の箇所については適宜御覧いただければ幸いです。

また、画面ではA4の1ページ物が表示されていますが、文字が細かくなっている見えにくいかと思います。御容赦いただければ幸いです。こちらについても適宜ダウ

ンロードいただいて御覧いただければと思います。

私の方からお話しする内容の流れですが、1 ページ目にあるように、まずは EU における広告規制の現状、その後、他の国ということで、アメリカ、オーストラリア、カナダにおける広告規制の現状についてお話をした上で、特定の事項として、ステルス・マーケティングについて若干お話をいたします。

2 ページ目に移りたいと思います。2 ページ目では EU における制度について、まずは1 番として EU レベルでの制度について御紹介しております。EU レベルでは色々な広告規制関連の立法がありますが、その中でも中核的なものとなるのが「不公正取引方法指令」です。これは BtoC に適用されるものです。また、「誤認惹起広告および比較広告指令」があり、これは基本的に BtoB の関係に適用されるものとなっています。本日はこれらのうち前者、不公正取引方法指令を中心にお話をしたいと思います。

ただし、他にもより個別的な立法もあり、イのところに記しているように、「視聴覚メディア・サービス指令」、「電子商取引指令」、「物品売買指令」も重要な役割を果たしています。これらのうち、電子商取引指令は現在、「デジタルサービス法」という法律について EU では手続きが進められていますが、将来的にはこれに置き換えられる予定です。このデジタルサービス法については、つい最近、政治的な合意が達成されたということで、その中にも広告の透明性などに関する規定が置かれています。

それでは(2)に移りたいと思います。不公正取引方法指令は、2019 年に「現代化指令」によって改正されていて、社会のデジタル化への対応、さらにはエンフォースメントの強化などが行われました。アの違反行為類型ですが、まずは不公正取引方法を広く全般的に禁止する一般条項、いわゆる「大きな一般条項」が置かれていて、これにおいて特徴的なのは、広告及びマーケティングを含む全ての取引方法が、不公正であってはならないということが定められている点です。

また取引の前、その際、さらにはその後に行われた取引方法を広く規制している点も特徴的です。ただし、非常に抽象的な内容のものとなっているので、その下に記しているように、「誤認惹起作為」、さらには「誤認惹起不作為」、そして、3 ページ目に移りますが、「攻撃的取引方法」については、より「小さな一般条項」が置かれています。内容の詳細は時間との関係で申し上げませんが、基本的に誤認惹起的な取引方法というのは、日本法でいうところの誤認を生じさせるもの、さらに攻撃的取引方法というのは、日本法でいうところの困惑を生じさせるものであるとすることができるかと思っています。

3 ページ目のその下のところですが、さらに「ブラック・リスト」も置かれていて、その中には、いかなる場合にも不公正となる取引方法のリストが設けられています。こちらも詳細は読み上げませんが、例えば、おとり広告や記事広告などが、いかなる場合にも不公正であるということが定められています。実際に、規制当局や裁判所が判断をする際には、まずこのブラック・リストに特定の取引方法が該当するのか確認した上で、これに該当しない場合には小さな一般条項、そして小さな一般条項に該当しない場合には大きな一般条項を検討するということになります。

その下のイのエンフォースメントのところですが、基本的に EU レベルでは、エンフォースメントについては詳細な規定が置かれていなくて、加盟国に委ねられているのが原則です。しかし、二つ目の・印にあるように、現代化指令による改正で、いわゆる私的なエンフォースメント、つまり消費者による損害賠償請求や代金減額請求、契約の解消請求などが加盟国において定められなければならないということが規定されています。

また、その下のところですが、後でもお話ししますが、加盟国において裁判所や行政機関が事業者に対して、その主張の正確性に関する証拠を提出するように命じた上で、4 ページに入りますが、これらが提出されなかったり、あるいは提出されたものが不十分であったりする場合には、事業者によるその事実の主張が正確ではないと見なす権限を有しなければならないことが定められています。このような権限が、加盟国において確保されなければならないということです。

また、その次の 13 条 1 項のところですが、こちらは、制裁について定める規定で、この制裁の賦課にあたって考慮されることが必要となる項目の例示的かつ指標となるリストが設けられていますが、そのうちの「c」を御覧いただくと、事業者による過去の違反が挙げられており、過去に事業者が違反行為を行ったことがあるのかどうかなども考慮される仕組みとなっています。その下には、特定の場合における金額などの詳細も掲載しております。

加盟国レベルに移りたいと思いますが、不公正取引方法指令は各加盟国においても国内法化されていて、その国内法に、該当するような規定が存在する仕組みとなっています。フランスにおいては、4 ページの下にあるように、「消費法典」で国内法化されていて、5 ページに入りますが、基本的な仕組みは大きな一般条項、小さな一般条項、そしてブラック・リストということで、指令と同じようなものになっています。

エンフォースメントですが、まずは誤認惹起的取引方法については、2 年の収監及

び 30 万ユーロの罰金、その下の矢印にあるように、罰金については増額可能だということになっていますし、その下の※印にあるように、行政的な制裁と刑事罰が併科される場合には、いずれか高い方の法定金額が上限となることが定められています。

その他にも、公職への就任の禁止、有罪判決やプレスリリース、又は修正表示の公表命令、有用な書面の提出命令、誤認惹起的取引方法に対する裁判所による停止命令などに関する規定が置かれています。

また、攻撃的取引方法については、民事的な効果も設けられていて、その結果として締結された契約は無効になることが定められています。

その他、先ほど申し上げた誤認惹起的取引方法と同様のエンフォースメントに関する規定が設けられています。

次にドイツですが、ドイツでは「不正競争防止法」において国内法化がされていて、この実体法部分の基本的な枠組みは指令と同じなので省略いたします。6 ページに入りたいと思います。エンフォースメントについて御覧いただくと、こちらにもかなり豊富なメニューが準備されていて、まずは差止めに関する規定、それから損害賠償に関する規定、さらには利得の剥奪があります。利得の剥奪はやや特徴的なものとなっていて、利得を国庫へ納付しなければならないということで、その利得の全額を剥奪するものとなっています。その他にも 2 年以下の収監、又は罰金、さらには過料に関する規定が置かれたりしています。

次に(3)のイギリスですが、御承知のとおり、現在イギリスはもはや EU 加盟国ではないわけですが、不公正取引方法指令を国内法化して、不公正取引方法指令に沿った形で国内法を整備していますので、EU の部分において御紹介しております。

実体法部分については、同じ 3 段階の構造となっていますが、エンフォースメントを見てみると、同じく豊富なメニューが準備されていて、刑事罰、さらには、7 ページに入りますが、消費者に対する救済手段があり、先ほど申し上げた私的なエンフォースメントということになります。そして執行命令がありますが、この執行命令についてやや特徴的なのは、裁判所が発するものとなっていて、当局の申立てが必要なのですが、必ず事業者との協議を前置しなければならないということかと思われれます。

また次の(エ)のオンライン・インターフェイス命令も非常に注目に値すると思っております。これも当局の申立てによって裁判所が発するものとなっていて、その下に矢印にあるように、他に効果的な手段がない場合に限られてはいますが、オンライン・インターフェイス上におけるコンテンツの除去や変更、アクセスの遮断や制限、さら

にはアクセスした消費者に対して警告を表示することなどがその内容になっています。

(オ)の主張の実証ですが、これは先ほどの指令と同じ内容のものとなっています。

また、その下の(カ)の確約も非常に興味深いもので、当局は執行命令、又はオンライン・インターフェイス命令を行うことができる場合には、事業者からの確約、つまり該当する規定を遵守することを約束するものを受け入れることができることが定められています。

次にスウェーデンですが、こちらでは国内法化は「マーケティング法」において行われていて、実体法部分の構成は先ほどの指令及び他の加盟国と同じとなっています。

エンフォースメントについて、その後の8ページも御覧いただくと、非常に豊富なメニューとなっていて、まずは7ページから申し上げますが、裁判所による差止命令、さらには裁判所による情報提供命令、そして、8ページに入りますが、市場混乱賦課金があり、これは誤認惹起的な取引方法や攻撃的な取引方法を行った事業者に対して、国庫に納入されるような賦課金を支払うべき旨を命ずるものとなります。

その次が損害賠償ですが、こちらにおいてやや特徴的なのは、事業者に対する損害賠償も消費者に対する損害賠償と並行して可能なわけですが、事業者に対する損害賠償の額を決定する際には、非経済的な性質の状況も考慮できるとされていることです。

その次の誤認惹起的な表示の除去ですが、これは一般的に状況を是正するための措置として位置付けられています。ここで特徴的なのはその中の※印のところにあるように、表示の除去では目的が達成できない場合にはという限定、制限は付されていますが、その商品の破壊などを命じることにも可能だということです。

その次の警告の表示、41a条も、先ほど申し上げたイギリス法に類似するところですが、オンライン・マーケティングが不適切であって、他に効果的な手段がない場合に限られてはいますが、そのウェブサイトに訪問した者に対して警告を表示することができる制度となっています。

そして、その下のところですが、請求主体について記載をしております。

次に9ページに入りたいと思います。9ページは、私の祖国のギリシャについて御説明をしております。実体法部分は、同じく3段階のものとなっています。エンフォースメントについては、差止請求及び損害賠償請求、裁判所による証拠提出命令があり、後者は先ほどのEUレベルでの実証の制度に関連するものです。さらに、ギリシャ法においてやや特徴的なのは、開発・投資大臣による不公正取引方法の停止命令と

いう制度があり、これは、開発・投資大臣が状況に即して適切であると思慮するような場合には、そのような停止命令を行うことができるというものとなっています。

その下の(イ)のところですが、開発・投資大臣の決定による是正勧告、差止勧告、制裁金の支払いなどに関する規定が置かれていますが、制裁金の支払いについて特徴的なのが、同一の事業者に対する決定が三つ以上行われた場合、つまり、繰り返し違反行為を行っているような場合には、上限が2倍になるという規定が置かれているという点かと思われます。

その他、その下にあるように、事業者と消費者との間における紛争解決を促進するために、消費者による苦情申立てに回答しない事業者に対する是正勧告や差止勧告、さらには制裁金の支払、そして制裁措置の公表に関する規定が置かれています。

次に3のエンフォースメントにおける連携に移りたいと思います。EU では基本的に、先ほど申し上げたように、エンフォースメントは各加盟国内で行われていますが、EU レベルでの連携に関する幾つかの立法があります。こちらに記載している「消費者保護協力規則」、その他にも「ADR 規則」、「ODR 規則」や、つい最近採択された「代表訴訟に関する指令（集団訴訟に関する指令）」などがあります。

本日は、消費者保護協力規則について少し申し上げたいと思います。これは加盟国の当局間の情報の共有を定め、エンフォースメントを強化するための規則となっていて、10 ページに入りますが、例えば9条においては、この規則によって各加盟国の当局に対して最小限の権限が直接付与されています。規則ですのでこれは国内法化を要しないこととなりますが、そのような権限のひとつとして「確約」という制度がEU のレベルでも設けられています。

下の二つ目の※印を御覧いただくと、例えば、ホテルなどの予約サイトがウェブサイト上のオファー、割引や価格について消費者に対する掲示方法を変えることを確約した事例などがあります。

また、そのさらに下のところの矢印ですが、「警告」の掲示についても同じように規定が置かれていて、例えば、ヨーロッパ消費者センターなどがこれを行うことができます。

また、最後の※印のところにあるように、各加盟国の当局が調整を行った上で一斉に、スイープスという、EU 全域のウェブサイトの違反行為に関する定期的な確認を行っていて、その中には、広告に直接、または間接的に関連するようなスイープスも行われています。下のグラフを御覧いただくと、緑色がスイープス前の遵守状況、青色

がスイープス後の遵守状況で、スイープスの後において遵守状況が改善されていることが分かります。

11 ページに移りたいと思います。ここからは、他の国についてお話をしますが、アメリカについては、「連邦取引委員会法」によって規律がされています。違反行為は同じく広く捉えていて、商取引における又は商取引に影響を与える不公正な競争方法、又は不公正な若しくは欺瞞的な行為又は慣行が対象とされています。その他にも、下にあるように、虚偽の広告の散布に関する規定などが置かれています。

(2)のエンフォースメントのところですが、連邦取引委員会による排除措置命令、命令違反に基づく民事制裁金があります。民事制裁金の額については1万米ドルと書いてありますが、12 ページに移っていただくと、注のところにあるように、法文上はそうになっていますが、実際には、他の法律があってインフレを反映した調整を行って、現在では4万6517ドルに増加されています。

11 ページに戻ります。先ほど申し上げた民事制裁金は、命令が出た上で、その命令に違反した者に対するものですが、この他に、三つ目の・印にあるように、連邦取引委員会法に対する違反行為、又は、排除措置命令で示された違反行為に他の事業者が違反した場合の民事制裁金に関する規定も置かれています。

12 ページに移りたいと思います。やや特徴的なのが、民事制裁金の部分ですが、※印のところを御覧いただくと、違反行為が継続しているような場合においては、各違反日が個別の違反行為とみなされるということで、そのために金額がかなり大きなものになる傾向にあります。

また、その下の◇印のところにあるように、金額を決定する際には、行為に関する過去の履歴、過去に違反行為を行ったかどうかも考慮される仕組みとなっています。

さらにその下ですが、裁判所による差止命令、消費者救済のための連邦取引委員会の提訴権限があります。下の事例にあるように、例えば昨年ですが、連邦取引委員会が提訴を行って500万ドルの賠償の支払いなどを命じる判決が言い渡されています。

さらに、「同意命令 consent order」は、先ほどの確約に近いもので、連邦取引委員会が、特定の排除措置命令に関する審判開始決定を行った後に、該当する者と和解をして、それに従って事業者が行為をするというものとなっています。公の意見募集期間を経たり、あるいは、連邦取引委員会の中で評決が行われたりする点などが特徴的かと思われます。

次に13 ページのオーストラリアですが、オーストラリアにおいても規定が存在し

ていて、「オーストラリア消費者法」に置かれています。違反行為類型は、先ほどの国々と同じように広く捉えられていて、誤認惹起的行為、又は欺瞞的行為とされています。また、より詳細な違反行為類型に関する規定も置かれています。

その下の(2)のエンフォースメントですが、オーストラリアでも確約の制度が存在していて、これが非常に大きな効果を発しているようです。また、確約に対する違反行為があった場合における色々な制裁に関する規定も置かれています。

その下の219条の実証要請は、EUにおけるものと同じですし、223条の警告も、イギリスやスウェーデンにおけるものと同様となっています。

また、制裁金に関する規定も置かれていて、こちらで特徴的なのは、(c)にあるように、該当する者が過去に同様の行為を行ったかどうかを考慮されるという点です。

他にも、裁判所による差止め、損害賠償請求、損害賠償命令、さらには、当事者ではない消費者が受けた損害の救済命令に関する制度も設けられています。こちらについては14ページに記載しておりますが、クラス、つまり影響を受けた消費者の集団に損害が生じているような場合に、契約当事者ではない者の損失や損害の一部、又は全部を回復させるものとして、機能しています。

その下ですが、非懲罰的命令、これもオーストラリア法においてやや特徴的なものですが、該当する事業者などに、社会における役務提供、地域社会に対する役務提供などを命じるものとなっています。

さらに、下の247条の逆広告命令ですが、これは正確な内容を開示、広告することを命じる命令となっています。

その下ですが、会社運営禁止命令や犯罪、刑事罰に関する規定も置かれています。犯罪のところの151条の規定ですが、これは、先ほど申し上げた29条への違反行為に関する刑事罰を定めるものとなっています。

その次のカナダですが、14ページの末尾にあるように、「競争法」によって規律がされていて、15ページに入りますが、違反行為類型は同じく広く設定されていて、公衆に対する誤認惹起表示が対象とされています。他にも試験、または推薦に関する表示、つまり、実際にはそのような試験とか推薦が虚偽のものであるにもかかわらず、これを行うような表示に関する規定、おとり広告、広告された価格を上回る価格での販売や懸賞に関する規定が置かれています。

懸賞に関する規定ですが、懸賞に関する重要な内容を十分かつ公正に開示していない場合や、その商品の引渡しが無適切に遅延しているような場合、さらにはその当選

者の選定、選別がスキルに基づいて、又はランダムに行われていないような場合について規制を行うものです。

エンフォースメントですが、カナダにおいても豊富なメニューが準備されていて、一般的な民事訴権の他に、競争局長官の請求に基づく裁判所による①から④までの内容の命令が発せられることが可能となっています。

その下の二つ目の矢印にあるように、ここにおいて特徴的なのが、対象となる違反者が、過去に競争法に違反したことがあるかどうか、16 ページに入りますが、なども考慮されるということで、他の国々と同じように、繰り返し違反行為を行っているかどうかを考慮要素の一つとされています。

また、16 ページにあるように、競争局長官と違反者との間の合意書について定められており、これは確約の制度に関するものです。さらには、刑事罰に関する規定も置かれていて、カナダにおいては、先ほどのような命令、過料などに関するものとの併科が不可能となっていて、他の国におけるのと同じようにどちらかが上限になるという制度となっています。

また、カナダにおいて興味深いのが、その下にあるように、外国の当局に対する情報提供など、諸外国との連携に関する規定も置かれているという点です。

次に、特定の規律事項ということで、ステルス・マーケティングについて若干お話をしたいと思います。まず EU レベルでの規制ですが、EU では先ほど申し上げた不正取引方法指令を中心として、3 段階の構造による規制が行われていますが、17 ページに入ってくださいと、先ほど申し上げたように付表の I はブラック・リスト、いかなる場合にも不公正な取引方法に関するリストを設けています。その中には記事広告に関する項目があり、一つ目の※印ですが、記事広告はいかなる場合にも不公正な取引方法に該当することとされています。さらに二つ目の※印ですが、検索結果内のランキング上位を達成するための有料広告、又は特別な支払いが行われたということを確認して開示していないことが不公正であるということが定められています。その次ですが、事業者があたかも消費者であるかのような虚偽の表示を行うことが不公正であることに関する項目、その商品のレビューが実際に商品を使用した、あるいは購入した消費者からのものだけということを表示しながら、それを確認するための適切な措置を講じていないことが不公正であるとする項目、そして最後に、事業者が、自ら虚偽の消費者レビューや推奨を投稿したり、又は他の者に投稿させたりすることが、いかなる場合においても不公正であるという項目が定められています。

視聴覚メディア・サービス指令ですが、これは基本的に、テレビ放送やオンデマンドの視聴覚メディア・サービスに関するものとなっていて、一番下の矢印にあるように、商業情報であることが認識可能にされなければならないということ、スポンサー契約の存在が明確に示されなければならないということ、さらには、動画共有プラットフォーム提供者が商業通信の存在についてユーザーに明確に情報提供しなければならないことなどが定められています。

電子商取引指令でも、情報社会サービスにおける商業通信が商業的な性質のものであることが明確に識別可能でなければならないということが定められています。同様の規定が、先ほど少し申し上げたデジタルサービス法の中にも盛り込まれています。

18 ページに移りたいと思います。先ほど申し上げたとおりですが、加盟国レベルでも、この指令を国内法化する形で同様の規定が存在しています。

2 のアメリカですが、先ほど申し上げたように、連邦取引委員会法を中心とした規制が行われていますが、その他に(2)から(5)の方針や指針などが公表されています。

まず(2)の方針ですが、欺瞞的な行為に共通する要素として、消費者を誤認させる可能性のある表示などが存在していて、それらが状況に応じて合理的に行為する消費者の視点から見た場合に誤認を惹起するものであるということと、その行為が重要なものであるということが欺瞞的な行為に共通するということが記載されています。

また(3)の欺瞞的な形態の広告に関する執行方針ですが、こちらでは、広告は広告としてのその性質、又はその源について、合理的な消費者に誤認を生じさせる場合には欺瞞的なものになるということが定められていて、その具体例として、金銭を受け取った上での推奨を、中立的な消費者、又は専門家の独立した意見であるかのように提示することが違法であるということが定められています。

(4)のネイティブ広告に関する事業者に対する指針ですが、こちらは(3)の執行方針を補足するもので、ネイティブ広告などに対応するものとなっており、連邦取引委員会による事業者に対する非公式のガイダンスを提供するものとして機能しています。

また、(5)が非常に注目されていますが、こちらは連邦取引委員会法の5条に関する行政解釈を示すものです。①にあるように、推奨は、推奨者の正直な意見などを反映するものでなければならないこと、②にあるように、推奨者の言葉を一字一句そのまま表示する必要はないが、これを歪曲したり、あるいは文脈を無視したりするような言い換えなどは、あるいは表示は認められないということ、さらに③ですが、推奨者が商品を使用していることを広告に表示する場合には、実際に使用したものでなけ

ればならないということ、そして④ですが、広告主が推奨を通じて行われた虚偽の、又は根拠のない表明などについて、広告主と推奨者との間の重要な結び付き、例えば、インフルエンサーの場合であれば金銭の支払いが支払われていることとか、契約的な契約関係にあるということなどを開示しなかったことについて責任を負う旨が記されています。

ここまでやや早口で全体像を御説明いたしました、最後にまとめとして申し上げたいのが、諸外国において共通する事項として私が感じたものです。一つ目は違反行為類型が非常に広範に定められているということです。二つ目は、広告規制について、エンフォースメントの側面において確約が世界的に活用されているということです。三つ目ですが、同じく広告規制について、エンフォースメントの一環として警告に関する制度が広く活用されているということです。四つ目ですが、繰り返し広告行為において違反行為を行った事業者に対しては、より重い制裁が科されるということです。5つ目としては、その主張の実証を確保するための制度が設けられているということです。そしてさらに、最後6つ目ですが、越境的な事案への対応についても、本日の報告では一部しか御紹介していませんが、それなりの対応がされているということです。

以上、早口になって誠に恐縮ですが、御清聴いただき誠にありがとうございました。○中川座長 カライスコス先生、どうもありがとうございました。それでは、時間があまりございませんが、できるだけ議論をしたいと思います。委員の方から挙手機能を使っていただいて御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。では大屋委員、お願いいたします。

○大屋委員 慶應義塾大学の大屋でございます。本日は大変詳細な御説明をいただきまして大変ありがとうございました。私、どちらかというとなら公法寄りの研究者なものですから、ちょっと気になったところがございまして、先生から御説明いただいたように、イギリスですとオンライン・インターフェイス命令というのがあると。それからヨーロッパ全体のエンフォースメントでいうと、詐欺的なウェブサイトやソーシャルメディアアカウントについての修正、非表示、又は除去を命じることができるというような規定がございまして。

いずれも、商業的ではあるけれども表現行為に対して割と正面から規制をするという内容かと思えますけれども、この点について、例えば表現の自由のような観点からの批判とか検討だとかいうものがどのぐらいなされているのかと。もちろん、他の手

段で救済が難しい場合に限定してということになっているのかとは思いますが、先生、御存じのところがありましたらお教えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○カライスコス准教授 御質問いただき、誠にありがとうございます。御指摘の点は、非常に重要な点かと思いますが、まず、まさに先ほど御教示いただいたように、該当する国、あるいは EU レベルにおいても、他に効果的な手段がない場合に制限されているということで、どちらかという最終的な手段として位置付けられている点から、私が調べた中では、特に表現の自由などとの関係での批判がされているということを押見したことは、今のところございません。

もう一つ、この点に関係するものかと思いますが、私の今までの過去の様々な研究の中でも、どちらかという違法な表示であるとか、あるいは、違法である可能性が非常に高いレベルの表示が対象になるかと思われるので、そのような表示については、そもそもそれが表現の自由に含まれるのかどうかという認識があることも、その背景事情になっているのではないかと存じます。

○大屋委員 ありがとうございます。

○中川座長 今の点ですけれども、裁判所の命令を必ずどの国でも使っているという理解でよろしいですかね。この制度を持っている国に関して言うと。

○カライスコス准教授 御質問ありがとうございます。イギリスについては、レジユメの7ページにあるように、当局の申立てによって裁判所が発するものとなってますし、その後のスウェーデンのところですが、レジユメの8ページにあるように、こちらは消費者オンブズマンが命じることができるということになっていて、消費者オンブズマンは御存じのとおり、行政当局の一種となっています。

また、EU レベルで申し上げますと、レジユメの10ページにあるように、これは、あくまでも加盟国の当局に対して権限を付与するものですので、加盟国の当局のこの一つの最小限の権限としてこれを定められているという位置付けになります。

○中川座長 カライスコス先生の感覚的に、加盟国がこれを、行政機関による、ちょっとオンブズマン、オンブズパーソンは置いておいて、行政機関によるいわゆる行政処分として導入するというのはあり得そうか、それとも、さすがにそれはないと思うかという辺りは何か、相場観というのはございますでしょうか。

○カライスコス准教授 ありがとうございます。御指摘の点、非常に重要でして、9ページのところで御紹介している消費者保護協力規則は、前から同様の立法が存在し

ていたのですが、2017年に制度をより強化するために導入されています。まさにこのような導入に至った経緯を考えると、やはり執行当局の権限を強化したいということが中心となります。今まで、実体法部分はかなり平準化されていたけれども、エンフォースメントの部分で後れを取っている加盟国が多い中、より平準化されたエンフォースメントを確保するというための規則であることに鑑みると、これからそれを積極的に加盟国の当局が活用していくことが期待されるのではないのかと思います。

○中川座長 ありがとうございます。それでは他、いかがでしょうか。川村委員、お願いいたします。

○川村委員 カライスコス先生、今日はありがとうございました。最後のところなのですけれども、アメリカとか、あと、今日は欧米中心でしたけれども、韓国なんかもアメリカと同様の規制をしていたと思うのですが、実際どの程度執行されているかというのが全然見えてこないです。これは事務局に聞いた方がいいのかもしれませんが、もし御存じのことがあったら教えてください。

○カライスコス准教授 御質問いただきありがとうございます。私も、今回の報告の準備をする際に色々と調べていく中で、実際にステルス・マーケティングについて執行、エンフォースメントが行われている事案なども色々と出てきましたので、アメリカにおいてもそうですし、EUにおいてもそれなりの事案が見当たるとというのが私の印象です。また北欧諸国などについて申し上げますと、こういう法令とは別にさらに自主規制なども、例えばステルス・マーケティング、インフルエンサー・マーケティングに関するガイドラインなどが設けられていて、これらを見てみると、自主規制の中でもそれなりの事案が出てくるというところですので、EU及びアメリカのいずれにおいても、広告が広告であるということは明確に示されなければならないというところが一つの共通認識となっていて、それが実際に執行もされているという印象を持っております。

○川村委員 ありがとうございます。

○中川座長 それでは古川委員、お願いいたします。

○古川委員 古川でございます。本日はありがとうございました。私、1点ございまして、先ほど来、確約手続が世界的に活用されているということなのですけれども、こういった消費者保護、BtoC関連のものでの確約を行うにあたりまして、消費者への被害回復を行うことということが、確約が認定されることにあたっての条件、又は要素として考慮されているかという点について教えていただければ幸いです。

○カライスコス准教授 御質問ありがとうございます。例えばアメリカのFTC、連邦取引委員会による同意命令、名称は若干違いますが、consent orderについて幾つか事案を探しましたが、こちらをしてみますと、損害賠償を行わなければならないということが内容となっています。また、内容について、特に何か限定が設けられていないということのようです。私が調べたサプリメントに関する事案、2021年のものですが、この場合だと、実際にサプリメントを購入した全ての消費者に返金をしなければならないというような内容のものも見つかりましたので、基本的に御指摘のような救済も内容にすることができるものと理解しております。

○古川委員 ありがとうございます。

○中川座長 それでは小畑委員、お願いいたします。

○小畑委員 御指名ありがとうございます。丁寧な御説明ありがとうございます。大変有益な示唆に富む情報がたくさんあって大変勉強になりました。ありがとうございます。1点、イギリスの確約制度、レジユメの7ページの真ん中辺の(カ)というところですが、こちら、執行命令、又はオンライン・インターフェイス命令を行うことができる場合には確約を受け入れることができると、こういうふうに書いてあります。日本の公取の確約制度の場合は、独禁法の規定に違反する疑いのある行為に関して、確約手続を取るかどうかという、そういう手続きになっているわけですが、イギリスの場合はこれ、明らかに法令違反があって、命令を行うことができる状態にあるものに限って、命令を受けない代わりに確約で対処しますと、そういう制度になっていると。こういう理解なので、日本の制度とはちょっとまた毛色が違うと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○カライスコス准教授 御質問いただきありがとうございます。まさに御指摘のとおりでして、矢印のところにありますように、違反行為があって、それに対して停止とか禁止するために他の手段がない場合ということが定められていますので、御指摘の内容のとおりかと私も理解しております。

○小畑委員 ありがとうございます。

○中川座長 他、いかがでしょうか。事務局からも何かありますか。

○事務局 先ほどの沖野先生の御質問に関して、これは多分、行政と民事全体に関わる話でございますので、一応、私ども、景表法の立場でございますが、若干補足させていただきますと、やはり行政法の違反行為というのは、公益に違反している事実に対して命令をするために認定するものでございますので、これは白石先生がおっしゃ

ったとおり、それがそのまま民事、すなわち私的紛争における侵害行為になるわけではなくて、やはり民法で対応する場合には、これは当然、私的紛争でございますので、当事者主義の下、その要件を、それぞれ当事者が主張・立証しなければならないという枠組みがございますので、どうしてもそこは民事と行政と性質が違うと。

ただ、法制度上、例えば、独禁法であれば、競争秩序の維持という大きな目的がございますので、その民事的な救済制度が活発になることによって、結果的に競争秩序もやっぱり回復されるというような発想があつて、御紹介がございました無過失損害賠償制度とか差止制度が導入されているのかと思います。

ということで、そもそもの民事と行政の垣根、限界がありますので、できること・できないことはあるのですが、他方でなるべくコラボしていけたらいいと、その程度の枠組みになっているのではないかなというところがございます。

○中川座長 それはまた次回以降、一つのテーマになろうかなと思います。ありがとうございました。カライスコス先生に対する御質問は何かございますか。

○事務局 先ほどの小畑委員の質問に絡むのですが、日本だと、御説明があつたように違反行為を認定しなくても、まさに疑いのところで確約という、ある意味、合意によって処理ができると。相手方に対しては確約内容に従うという、義務を課し、公正取引委員会にはこれ以上、調査しませんという法的義務を課すということで終えるのですが、迅速な処理という観点からすると、違反行為を認定した上で命令か確約かというところがちょっと意外な気もしたのですが、その辺はいかがでございましょうか。

○カライスコス准教授 御質問いただきありがとうございます。すいません、先ほどの質問について違うところを見ながら回答していたようです。確約ですが、例えば、アメリカの場合であれば、審査を開始することが決まったところで、開始決定がされた後において確約を行うこともできますし、また、イギリスの制度も、2002年企業法の219条の内容を見ると、違反行為を行っているということ以外に、違反行為を行う可能性があるというような場合も含まれていたりしています。私、先ほど、もしかしたら御質問の趣旨をよく理解していなくて違うところを見ながら回答していたかと思います。申し訳ありません。確約の部分については事務局からの御指摘のとおり、認定を行うところまでいかなくても、審査を開始するといったところからもう確約は可能だというのが、基本的にいずれの国においても確約制度の共通項となっています。

私の回答に、もし理解の誤りがあれば御指摘いただければ幸いです。

○事務局 ありがとうございます。よく理解できました、事務局からは以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。では次に沖野委員、お願いいたします。

○沖野委員 ありがとうございます。非常に広範にわたる御説明、ありがとうございました。1点だけお伺いしたいところは、こういった規律の対象について、例えばですけれども10ページで、このCPCネットワークの御説明がありましたが、これは大変興味深いもので、また実績も上げているというので非常に興味のある制度なのですが、これがEU全域のウェブサイト定期的に確認しているということなのですが、EU全域のウェブサイトというのが何かということですが、

例えば、日本の事業者が英語で掲載していることもあり、サイトがどこにあるかという地域の問題もあるかと思うのですけれども、これは事業者の本拠が対象なのでしょうか。つまり、これは結局、各国においても対象が問題になると思うのですけれども、ウェブサイトの広告などを対象とするとき、どれがその国で規制できる対象なのかというのが、どういうふうな考え方で規律されているのかというのが少し気になりまして、その点をもしよろしければ教えていただければと思います。

○カライスコス准教授 御質問いただきありがとうございます。今の御指摘の点については、私も意識をしていなかったところがあるので、今すぐに御回答ができるかどうかやや不安ではありますが、一般的な認識としては、EUに拠点をおいているウェブサイトなのではないのかと思います。一度、確認をして御回答したいと思います。この規則の中のスイープスに関する規定自体を見ると、それを行うことができるということしか書いていませんが、恐らくどこかに規定があるのではないのかと思います。

32条に、国際的な協力に関する規定も置かれていますので、もしかしたら海外の事業者による違反行為があった場合には、そういうルートを通じて何かEU域外の国に対してもその措置を取ってもらうようにということをするかもしれないかとは思いますが、再度、確認して事務局を経由して御回答したいと思います。ありがとうございます。

○中川座長 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

それでは私から一言。まず、ありがとうございました。感想として、日本の景表法と比べると結構、直罰主義といいますか、刑事罰が入っていることが多いとか、あるいは、国によりますけれども事業停止であるとか公職終身禁止とか、特に、事業停止とか会社運営禁止というのは、日本だと特商法ではやっているのですけれども、景表

法では無理じゃないかというふうに何となく考えていたのですが、どうもヨーロッパを見ているとそうでもない。結構、国によるわけですがけれども、踏み込んだことをやっていることもあるなと思ひまして、非常に勉強になりました。ありがとうございました。

その上で、細かい質問を2点なのですけれども、最初にあった、誤認惹起の作為か不作為かというところなのですが、ブラック・リストというか典型事例として、許可が必要な事業を無許可でやっている、あるいは無免許でやっている広告といたしますか、例えば金融業、許可が必要なのに無許可でなんか宣伝していると、そういう無許可でやる事業の宣伝というのは、直ちに誤認惹起になるとか、あるいは、それはちょっとそうでもないということなのかという辺りが一つ目の質問です。

ちょっとこの問題に関心があって、色々日本の法律を調べてみたのですが、無許可で広告をやっていることを違反だとしているのは、恐らく薬機法に少し規定があるだけで他はないのですね。だから、恐らく今の段階では取り締まれないのではないかなと思うのですが、ヨーロッパではどうなのかなというのが1点目の質問です。

もう1点目は、アメリカの民事制裁金のカウントの仕方なのですが、これはページ数でいくと11ページ、12ページ辺りの話かなと思うのですが、この各日、毎日、1日1日が個別の違反行為と見なされるという計算の仕方は、行政機関のした命令、あるいは裁判所がした命令に違反した場合の制裁金、いわゆる間接強制みたいなものだけなのか、それとも法令に違反して、それに対する民事制裁金として違反日、日数を掛けると、1日幾ら掛ける違反日数という、そういう最初に科す民事制裁金としても、こういう各日、日ごとの計算ということがあり得るのかというのが2点目の質問です。以上です。

○カライスコス准教授 御質問いただき誠にありがとうございます。不公正取引方法指令のところですが、附則のブラック・リストに、御指摘の点に関連する規定も置かれています。具体的には、例えば2番、今お手元にないかもかもしれませんが、2番だと必要な認可を得ていないにもかかわらず、トラストマークとか品質マークなどを表示すること、あるいは、3番には公的な機関、その他の機関などによって行動規範などが推奨されている場合について定められています。御指摘の点について一番近いのは、多分4番かと思っていて、商品が、公的な機関、あるいは私的な機関などによって認証など、あるいは推奨などされているということを表示しているけれども、実際には、そのようなものが存在しないというような場合についても規定が置かれていますの

で、御指摘の内容がこれらに関連するものである場合には、当然に不公正な取引方法だということになります。また、私の今までの研究の中から受けている印象としては、仮に、厳密に2、3、4番辺りに該当しない場合であっても、事案の状況によりますが、恐らく誤認惹起作為、あるいは不作為に該当する可能性が高いのではないのかと思っております。御回答としては、一応リストの中にも関連するものが置かれているということです。

アメリカの御指摘の点については、レジュメの12ページになりますが、11ページの二つ目の・印が、命令違反に基づく場合の民事制裁金で、こちらについては、※印のところにあるように、各日が個別に違反行為と見なされることとされています。そして、さらに次の・印の連邦取引委員会法への違反、あるいは排除措置命令で示された違反行為と同じようなものを行った他の事業者に対する民事制裁金についても同じく、12ページになりますが、一番上の※印にあるように、こちらでも継続する場合には各日が個別に違反行為とみなされます。したがって、いずれの場合においても、法律上は1万米ドルとなっていますが、実際には、他の法律で4万6517ドルという民事制裁金が、その1日当たりに科されるということになります。

○中川座長 どうもありがとうございました。他、いかがでしょうか。ちょっと12時を越えてしまいましたが。もし、お一方ぐらいあれば。よろしいでしょうか。

では、ありがとうございました。時間を過ぎてしまいましたので、本日はこの辺りで議論を切り上げたいと思います。

本日、独禁法の制度概要、運用状況、それから海外における広告規制、詳細に現状をお伺いすることができました。また、委員のお考えもお伺いすることができました。私の感想といたしましては、実体法といいますか、どこまでを景表法として禁止するかということについては、ステルス・マーケティングの他、もう少し広げる必要があるのかという辺りが、一つはカライスコス先生の報告との関係で出てきたかなと思います。

エンフォースメントに関しては、これは独禁法、それからカライスコス先生の御報告との関係で、少なくとも独禁法までには追い付く必要があるのではないかというのが一つの課題かなと思いますし、さらに、ではそれを超えて、欧米のいろんな工夫をしている部分について追い付くべきなのかどうかという辺り、追い付き方もどのぐらいのタイムスパンで考えるかということもあろうかと思いますが、その辺りが次回以降の課題になってこようかなというふうな印象は持ちました。また引き続き、議論を

よろしくお願いいたします。

本日は公正取引委員会様、またカライスコス先生、大変お忙しいところ、非常に詳細な御説明、それから質疑に応答していただきまして誠にありがとうございました。御礼を申し上げます。

さて、次回の検討会ですが、前回の工程表でお示しいたしましたとおり、検討の方向性の整理を行っていきたいと考えております。委員の皆様から寄せられました御意見、有識者からのヒアリングの結果などを踏まえた今後の検討の方向性の案を事務局に作っていただいて、委員の皆様にご議論いただくということになるかと思っております。詳細が固まりましたら、また委員の皆様にご案内させていただきます。

最後に、今後の日程について、事務局からお願いいたします。

○事務局 次回、第4回は、6月23日木曜日15時30分から開催予定となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○中川座長 では、本日はお忙しいところ、第3回検討会にご出席いただきありがとうございました。これで第3回の検討会を終了いたします。ありがとうございます。